

松田町選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、令和7年4月16日から同年4月22日までの7日間、松田町長の在任期間に関する条例改廃請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったので、当該期間の経過により署名の効力が確定した結果、有効署名の総数は、次のとおりとなった。

令和7年4月24日

松田町選挙管理委員会委員長 沼田 芳 宏



有効署名の総数 412人